

◆十番（今井光子）（登壇）意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第四号

看護師等の増員を求める意見書（案）

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者が社会的な使命や誇りをもって働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。本県においても人口十万人あたりの看護師数は全国平均より低く、その一因として、県内の看護学校新卒者の三分の一近くが県外への就業するという状況がある。

「安全・安心のコスト保障」が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏づけをおこない、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。過酷な労働条件を改善するため、夜勤日数の上限などの法整備が必要である。

よって国におかれては、次の事項のように、予算の拡充・診療報酬の改善を行い、現場での増員を保障する看護師等の確保対策を強化するよう強く要望する。

- 一 看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
- 二 看護職員の配置基準を抜本的に改善し、定着のための施策をすすめること。
- 三 緊急に「第六次看護職員需給見通し」の見直しを行なうこと。
- 四 夜勤の日数を月八日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

◆三十番（岩城明） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）に賛成します。

◆三十三番（岩田国夫） ただいま今井光子議員から提案された意見書第四号、看護師等の増員を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、十番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。